

東京護謄工業株式會社労働爭議ニ關スル件
(第一報)

府下南足立郡綾瀨村大字彌五郎新田三六所在題誌會社
(資本金百萬圓社長森村閑作職工數一七九名(男一七三)ニテ、三月
月二十七日女工田中イセ等四十四名)ニ對シ成績不良ノ故
ヲ以テ轉勤(タイヤ)部ヨリ軟性部ヘ)ヲ命ジタルニ端ヲ發シ
遂ニ爭議ヲ發生スルニ至リタルガ其ノ状況左ノ如シ
一當該工場職工ノ労働組合關係

職工四十名(女四名)ハ関東全僑労働組合北部支部等七
分會ヲ組織シ居タルガ本問題ノ發生スルヤ極力加入
勸誘ニ努メタル結果女工二十六名ノ加盟者アリ、現在
七十名(男女三〇)ノ會員アリ、

三、爭議ノ經過

前記ノ如ク會社ハ田中セイニ轉勤ヲ命スレヤ同人ハ
労働組合ニ加盟シ居タルヲ以テ組合側ニ於テハ直々
ニ同人ノ復歸方ヲ陳情シタルガ會社ハ之ニ應ゼザル
為メ遂ニ本月一日午後三時迄ノ要求書ヲ提出セリ

要 求 書

- (一) 田中セイ儀從前通りタイヤ部ニテ勤務セシムルコト
- (二) 作業上ニ關シ意見交換ノ方法ヲ講スルニト
- (三) 午前午後ニ各十五日間ノ休憩時間ヲ與ヘルニト
- (四) 衛生設備(食堂ノ改善、洗面所ノ設置、脱衣場ノ設置)
- (五) 最低賃銀ノ確立(現在ノ三割増)之ニ準ジテ各自ノ賃銀ヲ上げ